

平成23年加美町議会第3回定例会会議録第5号

平成23年9月30日（金曜日）

---

出席議員（20名）

1番	下山孝雄君	2番	尾形明君
3番	三浦英典君	4番	三浦又英君
5番	高橋聡輔君	6番	木村哲夫君
7番	近藤義次君	8番	吉岡博道君
9番	工藤清悦君	10番	一條寛君
11番	佐藤善一君	12番	米木正二君
13番	沼田雄哉君	14番	猪股信俊君
15番	新田博志君	16番	伊藤淳君
17番	高橋源吉君	18番	伊藤由子君
19番	伊藤信行君	20番	一條光君

---

欠席議員 なし

---

説明のため出席した者

町長	猪股洋文君
副町長	吉田恵君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	早坂宏也君
会計管理者兼会計課長	柳川文俊君
政策推進室長	今野幸伸君
危機管理室長	早坂俊一君
庁舎建設準備室長	猪股清信君
町民課長	畠山和幸君
税務課長	鈴木裕君
特別徴収対策室長	渡邊光彦君
農林課長	猪股雄一君

農業振興対策室長	鎌田良一君
森林整備対策室長	高橋洋君
商工観光課長	日野俊児君
建設課長	田中壽巳君
保健福祉課長	佐藤勇悦君
子育て支援室長	吉岡悦子君
地域包括支援センター所長	高橋ちえ子君
上下水道課長	田中正志君
小野田支所長	早川栄光君
宮崎支所長	佐竹久一君
総務課長補佐	佐藤敬君
教育長	土田徹郎君
教育総務課長	竹中直昭君
社会教育課長	鈴木啓三君
体育振興課長	大類恭一君
農業委員会会長	兔原伸一君
農業委員会事務局長	早坂安美君
代表監査委員	小山元子君

事務局職員出席者

事務局長	高橋啓君
次長	熊谷和寿君
議事調査係長	橋本幸文君
主査	佐藤礼実君

議事日程 第5号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 認定第 1号 平成22年度加美町一般会計歳入歳出決算認定について

- 第 3 認定第 2 号 平成 22 年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 認定第 3 号 平成 22 年度加美町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 認定第 4 号 平成 22 年度加美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 認定第 5 号 平成 22 年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 認定第 6 号 平成 22 年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 認定第 7 号 平成 22 年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 認定第 8 号 平成 22 年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 10 認定第 9 号 平成 22 年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 11 認定第 10 号 平成 22 年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 12 認定第 11 号 平成 22 年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 13 認定第 12 号 平成 22 年度加美町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 14 認定第 13 号 平成 22 年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 第 15 報告第 11 号 平成 22 年度加美町健全化判断比率、及び公営企業における資金不足比率について
- 第 16 議案第 64 号 平成 23 年度加美町一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 17 委発第 1 号 中小事業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書の提出について
- 第 18 議員派遣の件について
- 第 19 閉会中の継続調査について

---

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 19 まで

午後3時55分 開議

○議長（一條 光君） 皆さん、本日は大変御苦労さまです。

議員各位並びに職員の皆様に申し上げます。脱衣を許可いたします。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（一條 光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、13番沼田雄哉君、14番猪股信俊君を指名いたします。

---

日程第 2 認定第 1号 平成22年度加美町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 3 認定第 2号 平成22年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 4 認定第 3号 平成22年度加美町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 認定第 4号 平成22年度加美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 認定第 5号 平成22年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 認定第 6号 平成22年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 認定第 7号 平成22年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 9 認定第 8号 平成22年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 認定第 9号 平成22年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 認定第10号 平成22年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 認定第11号 平成22年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 認定第12号 平成22年度加美町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 認定第13号 平成22年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定について

○議長（一條 光君） お諮りいたします。日程第2、認定第1号平成22年度加美町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第3、認定第2号平成22年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第4、認定第3号平成22年度加美町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、日程第5、認定第4号平成22年度加美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第6、認定第5号平成22年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第7、認定第6号平成22年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8、認定第7号平成22年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9、認定第8号平成22年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10、認定第9号平成22年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11、認定第10号平成22年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12、認定第11号平成22年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第13、認定第12号平成22年度加美町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第14、認定第13号平成22年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定について、以上13件はいずれも平成22年度決算であり関連いたしておりますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、日程第2、認定第1号から日程第14、認定第13号までを一括議題とすることに決定いたしました。

認定第1号から認定第13号までは平成22年度決算審査特別委員会に付託しておりましたので、審査結果について委員長の報告を求めます。決算審査特別委員会委員長佐藤善一君、御登壇願います。

〔決算審査特別委員会委員長 佐藤善一君 登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（佐藤善一君） 決算審査特別委員会の報告をいたします。

本委員会に付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

認定第1号平成22年度加美町一般会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第2号平成22年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第3号平成22年度加美町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第4号平成22年度加美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第5号平成22年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第6号平成22年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第7号平成22年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第8号平成22年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第9号平成22年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第10号平成22年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第11号平成22年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第12号平成22年度加美町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第13号平成22年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

以上、報告を終わります。

○議長（一條 光君） 決算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。質疑は決算審査特別委員会において十分に尽くされたものと思いますので、質疑を省略して直ちに討論を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、質疑を省略して直ちに討論を行うことに決定いたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

まず、原案に反対者の討論を許可いたします。

次に、原案に賛成者の討論を許可いたします。7番近藤義次君。

○7番（近藤義次君） 私は、加美町の平成22年度一般会計並びに各種会計の決算認定について賛成意見を述べるものでございます。

一般会計歳入139億7,468万円、歳出131億844万円の決算規模について、特筆すべきことは財政健全化に大きな一歩を記したということでございます。細かい事業の一つ一つについて申し上げるわけはございませんけれども、大きな観点からこの決算を見た場合に、代表監査委員からの説明にもあったとおり、また次の報告第11号平成22年度の健全化判断比率の数値にもありますように、すばらしい改善を見せたわけであります。

特に、実質公債費比率は平成18年度決算で21.0%だったものが平成20年度には19.4%、そして21年度決算では18.2%となり、22年度決算では15.9%と18%を切り、起債の許可団体から協議団体へと財政の安全圏内に入ったのであります。また、経常収支比率につきましても85.2%と昨年度の88.2%からさらに改善をいたしたわけでございます。しかも、何も仕事をしないで数値を下げたのではなく、昨年度は地域活性化・公共投資臨時交付金やきめ細かな臨時交付金など国の交付金を活用しさまざまな事業に取り組んだのでございます。具体的には、小野田、宮崎の支所の修繕事業や公共事業のバリアフリー化事業、小中学校の施設改修、加美町全域で光ファイバーを利用できるようにした情報通信基盤整備事業など6億円にもものぼる事業を実施したのでございます。また、厳しい雇用環境の中で5,500万円を超える緊急雇用創出事業も実施いたしたわけでございます。

佐藤前町長が平成22年度において執行した事業について猪股新町長が決算認定を議会へ提出するというちょっと皮肉な決算になったと思うのでございますが、それはそれでございます。私は、猪股町長が所信表明で述べた「自然との共生」、「町民との協働」、「三極自立」の三つの理念のもと新しいまちづくりを進める中で、佐藤町政の中でやってきた「和牛の里構想」などさらに情報を発信して住みよいまちづくりに頑張っていたいただくことを期待しながら、加美町の平成22年度一般会計並びに各種特別会計の決算審査認定について賛成の意を表するものであります。

議員各位の賛成を心からお願い申し上げ、賛成意見といたします。終わります。

○議長（一條 光君） 次に、原案に反対者の討論を許可いたします。ございませんか。（「なし」の声あり）

次に、原案に賛成者の討論を許可いたします。ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。

これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。

認定第1号平成22年度加美町一般会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方

は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（一條 光君） 全員起立であります。よって、認定第1号平成22年度加美町一般会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号平成22年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（一條 光君） 全員起立であります。よって、認定第2号平成22年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第3号平成22年度加美町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（一條 光君） 全員起立であります。よって、認定第3号平成22年度加美町老人保健特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第4号平成22年度加美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（一條 光君） 全員起立であります。よって、認定第4号平成22年度加美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第5号平成22年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方



は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（一條 光君） 全員起立であります。よって、認定第5号平成22年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第6号平成22年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（一條 光君） 全員起立であります。よって、認定第6号平成22年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第7号平成22年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（一條 光君） 全員起立であります。よって、認定第7号平成22年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第8号平成22年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（一條 光君） 全員起立であります。よって、認定第8号平成22年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第9号平成22年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（一條 光君） 全員起立であります。よって、認定第9号平成22年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第10号平成22年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（一條 光君） 全員起立であります。よって、認定第10号平成22年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第11号平成22年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（一條 光君） 全員起立であります。よって、認定第11号平成22年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第12号平成22年度加美町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（一條 光君） 全員起立であります。よって、認定第12号平成22年度加美町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第13号平成22年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（一條 光君） 全員起立であります。よって、認定第13号平成22年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

---

日程第15 報告第11号 平成22年度加美町健全化判断比率、及び公営企業における資金不足比率について

○議長（一條 光君） 日程第15、報告第11号平成22年度加美町健全化判断比率、及び公営企業における資金不足比率についての報告を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 報告第11号平成22年度決算に基づく加美町健全化判断比率、及び公営企業における資金不足比率について御説明申し上げます。

本案件は、平成19年6月に成立した地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、町の財政状況を客観的にあらし、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものとして四つの財政指標及び公営企業における資金不足比率について報告するものであります。

初めに、実質赤字比率と連結実質赤字比率について説明申し上げます。実質赤字比率は普通会計の赤字の割合をあらわし、連結実質赤字比率は普通会計と特別会計を合わせた全会計の赤字の割合をあらわすもので、この二つの財政指標につきましては、平成22年度においてすべての会計が黒字であったことから、いずれも赤字比率は表示されないものであります。

次に、実質公債費比率について申し上げます。これは加美町が負担する公債費が財政規模に対してどれぐらいの割合かをあらわし、平成20年度から平成22年度まで3年間の平均値を実質公債費比率としているものです。平成22年度の実質公債費比率は平成21年度の18.2%から2.3ポイント低い15.9%となっております。この数値は早期健全化基準25.0%を下回り、さらに一般的許可団体の基準であります18.0%をも下回っております。このことにより、加美町は地方債発行の際、県に対して協議をすることで地方債が発行できる協議団体となります。なお、今後の実質公債費比率の見通しであります。平成23年度以降も減少傾向で推移すると試算しております。

次に、将来負担比率についてですが、これは公債費や債務補償など加美町が将来負担すべき実質的な負債が財政規模に対してどれぐらいの割合かをあらわしたもので、平成22年度の将来負担比率は115.2%となっております。早期健全化基準350.0%を下回っております。これも平成21年度の142.2%に

対し27.0ポイント減少しております。

最後に、資金不足比率についてですが、下水道事業特別会計、浄化槽事業特別会計、工業用地等造成特別会計のいずれの会計においても黒字だったため、赤字比率は表示されないものであります。

以上、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条1項及び第22条1項により、すべての数値において健全化内にありますことを御報告いたします。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

続いて、監査委員の審査意見書の報告を求めます。代表監査委員。

○代表監査委員（小山元子君） それでは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によります審査に付された平成22年度加美町財政健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率につきまして、審査いたしましたので御報告申し上げます。

まず、平成22年度財政健全化審査意見書についてであります。

審査の概要は、ここに記載してあるとおりでございます。

審査の結果は、審査に付されました下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、両比率とも実質赤字比率、連結実質赤字比率に該当しませんので、ここに記載されておられません。また、実質公債費比率15.9%、将来負担比率115.2%と早期健全化基準以下となっております。

是正改善を要する事項につきましては、実質公債費比率につきましては、早期健全化基準25%以上はもとより地方債許可団体基準であります18%以上も今回下回り、大幅に財政の改善が図られているものと判断されましたが、なお一層の健全化に向けた財政の運営を望むものです。

続きまして、平成22年度水道事業会計、下水道事業特別会計、浄化槽事業特別会計、工業用地等造成事業特別会計の経営健全化審査意見書についてお話し申し上げます。

審査の概要は、ここに記載のとおりでございます。

四つの会計とも審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載しました書類は、いずれも適正に作成しているものと認められました。

また、四つの会計は、それぞれ資金剰余金がございますので資金不足比率には該当しておりません。よって、是正改善すべき指摘事項は特にございませんでした。

以上でございます。

○議長（一條 光君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。12番米木正二君。

○12番（米木正二君） 質疑ということではないんですけれども、確認をさせていただきたいと思うんですけれども、議案書と審査意見書の数値が違うんですが、どちらが正しいんでしょうか。実質赤字比率、議案書ですと13.29%、連結実質赤字比率18.29%となっておりますが、意見書の方ですと、早期健全化基準でおそらく記載されていると思いますが13.38%、18.38%となっておりますが、これはどちらが正しい数値なのでしょう。

○議長（一條 光君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） 副町長です。

議案書の数値が国の方から来ている数値でございます。以上です。

○議長（一條 光君） よろしいですか。12番米木正二君。

○12番（米木正二君） 国の方から来ている数値ということですが、それでは審査意見書のこの数値はどうなんでしょうか。

○議長（一條 光君） 代表監査委員。

○代表監査委員（小山元子君） 大変失礼いたしました。いずれも13.29%で御訂正いただきたいと思います。大変失礼いたしました。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第11号平成22年度加美町健全化判断比率、及び公営企業における資金不足比率についての報告を終了いたします。

---

#### 日程第16 議案第64号 平成23年度加美町一般会計補正予算（第4号）

○議長（一條 光君） 日程第16、議案第64号平成23年度加美町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第64号平成23年度加美町一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

今回歳入歳出の総額を補正前と同額の130億8,660万8,000円とする補正予算で、歳出予算の組み替えにより補正を行うものであります。

追加補正する内容は、26日の議会の冒頭にご報告いたしました台風15号の被害のうち町道施設、農業施設及び林道施設につきまして概算の災害復旧経費がまとまりましたので、今定例会に追加議案としてお願いするものであります。

主な内容につきましては、農業施設被害復旧費60万円増、林業施設災害復旧費520万円増、公共土木施設災害復旧費450万円増のほか予備費を減額するものであります。

なお、今回計上しております予算の財源につきましては、林道災害復旧工事の一部が補助事業の採択となる見込みでございますが、災害復旧事業債の対象事業費を含めて不確定な部分もありますので、今回の補正予算は予備費からの組み替えで対応し、補助金及び災害復旧事業債につきましては次回の補正予算にて計上してまいります。よろしく御審議の上御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第64号平成23年度加美町一般会計補正予算（第4号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第64号平成23年度加美町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

---

日程第17 委発第1号 中小事業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書の提出について

○議長（一條 光君） 日程第17、委発第1号中小事業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長をして朗読させます。事務局長。

○事務局長（高橋 啓君） それでは、お手元に配付の意見書を朗読させていただきます。

中小事業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書（案）

中小事業者は、地域経済の担い手として、日本経済の発展に貢献してきたところである。その中小事業者を支える家族従業者の「働き分」（自家労賃）は、所得税法第56条「配偶者とその親族が事業に従事したときの対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文要旨）により、必要経費として認められていない。

配偶者で86万円、その他の家族は50万円というわずかな額が事業主の所得から控除額として認められているのみである。

税法上では、青色申告にすれば給料を経費とすることができるが、同じ労働に青色と白色の差をつけること自体が矛盾している。

派遣労働者、女性や若者等の「働き分」に見合う対価がきちんと支払われないことが、格差社会を生み出した要因として問題になっており、改善するための仕組みをつくることが急務と言われている。一人ひとりの「働き分」を正當に評価することは人権を守ることである。

よって、国及び政府においては、所得税法第56条を改正し、最低限の自家労賃を認めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月30日

宮城県加美町議会議長 一 條 光

内閣総理大臣 野 田 佳 彦

財 務 大 臣 安 住 淳

法 務 大 臣 平 岡 秀 夫

衆 議 院 議 長 横 路 孝 弘

参 議 院 議 長 西 岡 武 夫 あて

以上でございます。

○議長（一條 光君） ここで、提案者の趣旨説明をお願いいたします。近藤義次君、御登壇願います。

〔提案者 近藤義次君 登壇〕

○7番（近藤義次君） 中小事業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書の案でございますが、ただいま事務局長が読み上げたことにつけるわけでありまして。総務委員会でいろいろ検討して全員一致でこの案の意見書を出すことになったわけでありまして。以上の観点から皆さんの御協力をいただいて意見書を提出いたしたいと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。

これにて討論を終結いたします。

これより委発第1号中小事業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書の提出についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり意見書を提出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、委発第1号中小事業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書の提出については原案のとおり提出することに決定いたしました。

---

#### 日程第18 議員派遣の件について

○議長（一條 光君） 日程第18、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件につきましては、会議規則第118条の規定により、派遣についてお手元に配付したとおりであります。

お諮りいたします。本件について、お手元に配付したとおり議員を派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議員派遣の件につきましては、このとおり派遣することに決定いたしました。

---

#### 日程第19 閉会中の継続調査について

○議長（一條 光君） 日程第19、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各委員長から委員会において調査中の事件について、会議規則第74条の規定により、総務建設常任委員会委員長近藤義次君より、行財政改革の効果と今後の政策課題について、生活環境の整備について結論が出ないため、教育民生常任委員会委員長佐藤善一君より、保健医療及び福祉体制の充実について、幼児学校教育及び生涯学習の振興について結論が出ないため、産業経済常任委員会委員長米木正二君より、産業の振興策と課題について結論が出ないため、議会運営委員会委員長猪股信俊君より、議会改革の取り組みについて結論が出ないため、新庁舎建設特別委員会委員長近藤義次君より、加美町の新庁舎建設整備に関する事項について結論が出ないため、菓菜リゾート開発事業調査特別委員会委員長高橋源吉君より、菓菜リゾート開発事業に関する事項について結論が出ないため、以上6委員会から閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。



以上をもちまして、本定例会に付議された案件の審議はすべて議了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は10月7日までとなっておりますが、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、会期中ではありますが、本日をもって閉会することに決定いたしました。

以上をもちまして、平成23年加美町議会第3回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。